

B 合宿規定

- 1 合宿とは学校の内外を問わず、教育的意図に基づく生徒の集団宿泊をいう。
- 2 合宿することが特別教育や生徒会活動により効果的である場合、校長の許可を得て合宿することができる。
- 3 合宿の許可を受けようとする場合は目的、期間、氏名、計画を明記した所定の許可願に保護者の承諾書を添え、実施10日前までに生徒課を通じ校長あて提出する。
- 4 合宿は責任教師付添いのもとに行う。
- 5 合宿は男女別に行うことを原則とする。
- 6 合宿では次の事項を守らなければならない。
 - (1) 所定の合宿日誌を毎日校長に提出する。ただし、異常のあった場合は必要に応じ速やかに報告する。
 - (2) 合宿中使用する学校の物品は各係の許可を得たうえで大切に使用し、返納を厳重にする。
 - (3) 施設、設備、物品の愛護には特に留意し、責任者はその換傷検査をたびたび行う。故意、不注意の損傷に対しては連帯責任で弁償する。
 - (4) 合宿中は毎日の生活を規則正しく真面目に行う。
 - (5) 服装については高校生らしさを失わぬよう注意する。
 - (6) 火気、健康管理並びに風紀には万全を期し、事故の皆無に努める。

C 生徒派遣規定

- 1 生徒の派遣はすべて校長の許可を要するものとし、当該各部（又は委員会）の顧問署名の上、一週間前までに生徒課生徒会係を経て願い出なければならない。
- 2 体育関係各部の生徒派遣は原則として高等学校体育連盟、又は高等学校野球連盟の主催、共催による各種大会並びに高体連審議会が認めた大会に限るものとする。
- 3 文化関係各部の生徒派遣は、高等学校生徒を参加の対象とする各種競技会、並びに文化的行事に限るものとし、その取り扱いは次の各項による。
 - (1) 県内において行われる会合への参加は年3回以内とする。
 - (2) 県外において行われる会合への参加は年2回以内とし、県内における実績を勘案して許可する。
- 4 応援団の生徒派遣は、授業の支障のない日時に限るものとする。
- 5 次の場合は関係職員（生徒課長、生徒会係、当該団体顧問）の議を経て、派遣を願い出るものとする。
 - (1) 本規定の制限回数をこえて生徒の派遣をする場合。
 - (2) 各種役員等を研修又は見学のため校外へ派遣する場合。
 - (3) 文化関係各部並びに同好会の活動のため生徒を校外へ派遣する場合。

- (4) 練習試合のため選手を他校に派遣する場合。
- 6 学校派遣の取り扱いをする派遣生徒には、原則として顧問が同行するものとする。

D 警報発令時の扱い

午前6時から午前10時の間に「特別警報（種類を問わない）、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報」のうち少なくとも一つが岡山市に発令されているときは自宅待機とし、午前10時現在「特別警報（種類を問わない）、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報」のうち少なくとも1つが発令中の場合は休校とする。午前10時までに警報が解除の場合は、安全に注意し速やかに登校する。ただし、警報が解除されても登校が困難と保護者が判断した場合は、自宅待機とし、特別欠席とする。

なお、居住地域（岡山市以外）に同様の警報が発令中の場合、該当の生徒は自宅待機とし、警報が解除の場合は、安全に注意し速やかに登校する。ただし、警報が解除されても登校が困難と保護者が判断した場合は、自宅待機とし、特別欠席とする。

また、定期考查や行事等の日に上記とは異なる扱いをとることもある。ただし、その場合は関係生徒・保護者に対して前日までに対応方法について周知することとする。